

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2020.5.16

SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)

〈資産成長コース〉

〈年7%定率払出しコース〉

〈年15%定率払出しコース〉

愛称：長生き人生

追加型投信／内外／その他資産(株式・オプション)



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■委託会社：ファンドの運用の指図等を行います。

SBIアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号

■受託会社：ファンド財産の保管・管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

■照会先

SBIアセットマネジメント株式会社

●ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

●電話番号 03-6229-0097

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書では、各コースの略称として、以下を用いる場合があります。

ファンド名	略称
SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)＜資産成長コース＞	資産成長コース
SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)＜年7%定率払出しコース＞	年7%定率払出しコース
SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)＜年15%定率払出しコース＞	年15%定率払出しコース

年7%定率払出しコースと年15%定率払出しコースを合わせて、「定率払出しコース」という場合があります。

- この目論見書により行う「SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)＜資産成長コース＞」「SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)＜年7%定率払出しコース＞」「SBI世界高配当株プレミアムファンド(為替ヘッジあり)＜年15%定率払出しコース＞」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年5月15日に関東財務局長に提出しており、2020年5月16日にその効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、表紙に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
資産成長コース	追加型	内外	その他資産 (株式・オプション)	その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (株式・オプション)))	年2回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)
年7%定率 払出しコース					年12回			
年15%定率 払出しコース								

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社
 設立年月日：1986年8月29日
 資本金：4億20万円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額：2,495億33百万円
 ※2020年2月末現在

ファンドの目的

世界の高配当株式への投資に加えカバードコール戦略を組み合わせることで、配当収入の確保を中心に、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、定率払出しコースでは、毎月の分配実施により資産の定時取崩しニーズに応えるとともに、資産の運用により当該取崩しにかかる受取期間の延長を目指します。

ファンドの特色

1

世界の高配当株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を行います。

2

分配(払出し)方針の異なる3つのコースがあります。

*「分配」を、以下「払出し」と表示する場合があります。

資産成長コース

複利効果による資産の成長を重視し、分配を極力抑制します。

年7%定率払出しコース

年15%定率払出しコース

毎月の分配実施*により資産の定時取崩しニーズに応えるとともに、資産の運用により当該取崩しにかかる受取期間の延長を目指します。

*分配金額の一部または全部が、実質的に投資元本の払戻しに相当する場合があります。

3

為替変動リスクの低減を目的として、原則として為替ヘッジを行います。

4

基準価額が3,000円を下回った場合には、安定運用に移行し、繰上償還します。

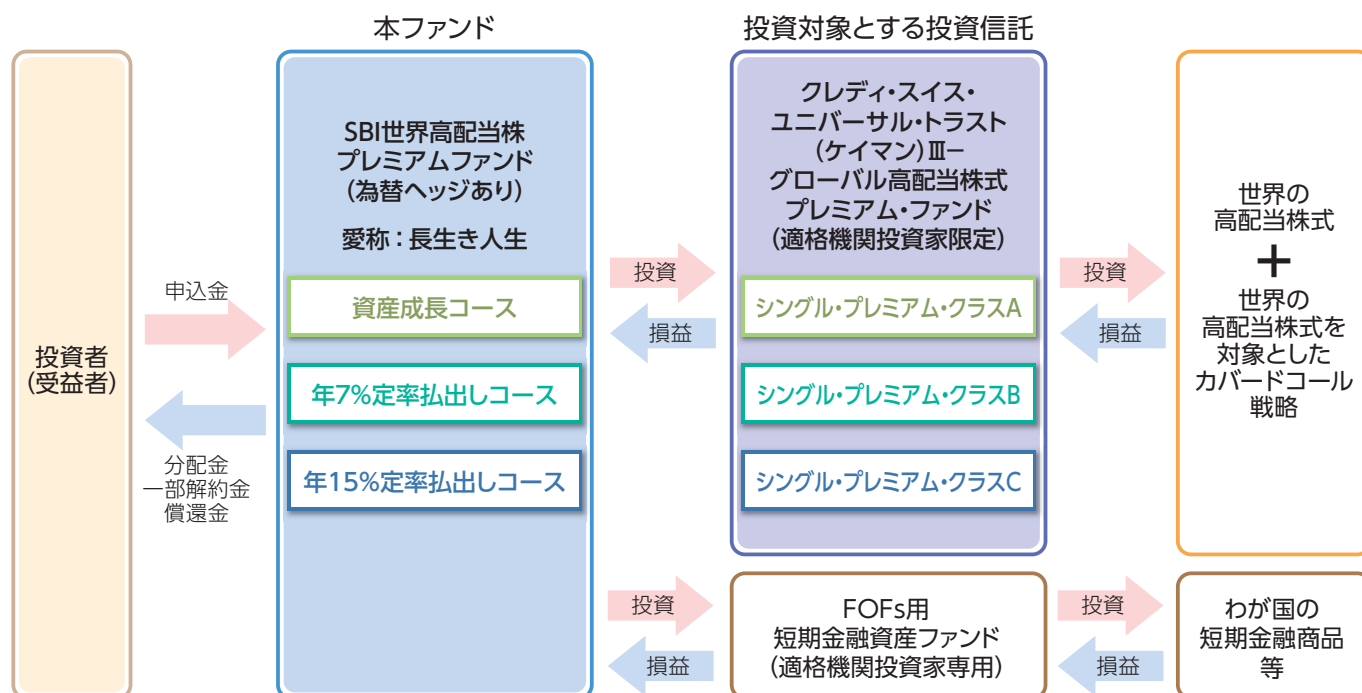
※基準価額は1万口当たり。支払済分配金を加算しません。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



*本ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接株式への投資やオプション取引を行わず、実質的に世界の高配当株式への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の損益を享受します。

*投資対象ファンドについて、詳細は後掲「組入れ投資信託証券の概要」をご覧ください。

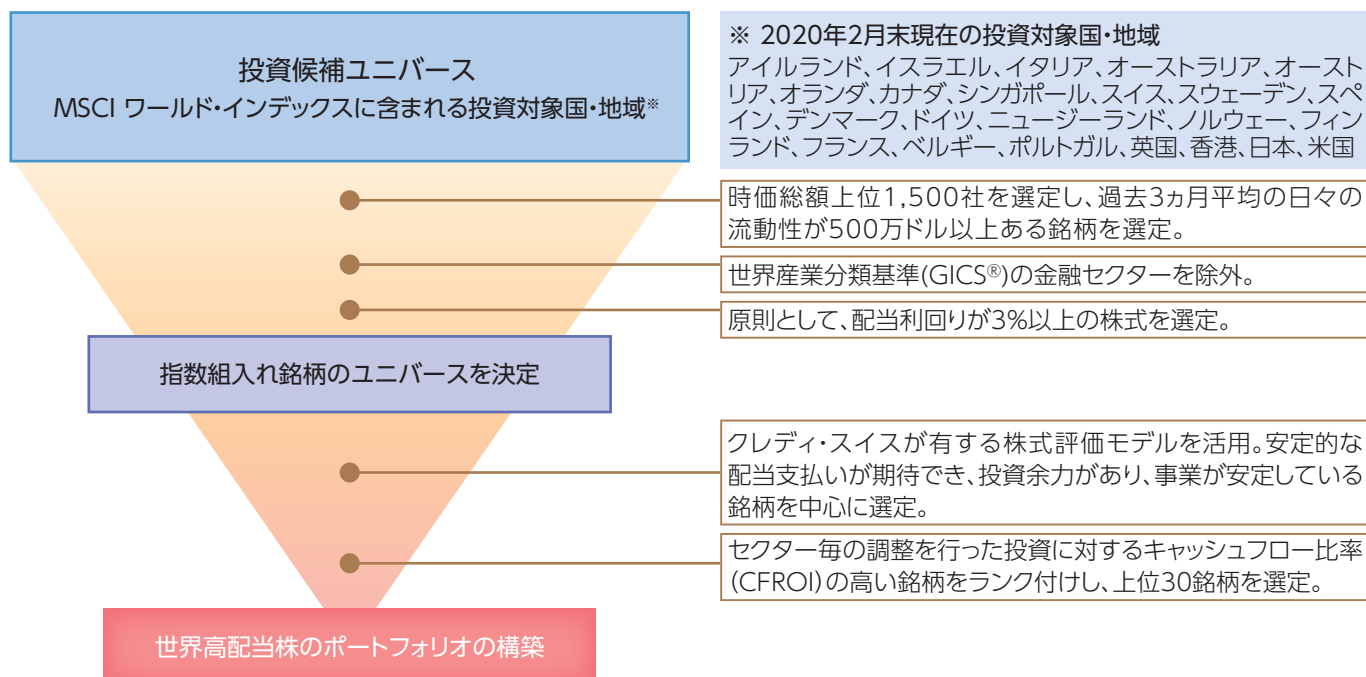
*各コース間でスイッチングができる場合があります。スイッチングの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にご確認ください。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

高配当株式への投資について

■独自の銘柄選定手法により、世界の高配当株式に投資します。

【世界高配当株の運用プロセス】



- MSCI ワールド・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- 世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard (“GICS®”))は、MSCI Inc.とStandard and Poor’s Financial Service LLC (S&P)が開発した業種分類であり、MSCI Inc.とS&Pの独占的な財産です。

*上記プロセスは本書作成日現在のものです。今後変更になる可能性があります。

■世界高配当株式およびオプション取引の運用は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドについて

- クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループ、クレディ・スイス・グループの一員で、ファンドの資産の運用管理、受益証券の発行等を行います。
- クレディ・スイス・グループは世界約50カ国に拠点を持ち、プライベート・バンキング、インベストメント・バンキング、アセットマネジメント事業を世界中で展開しています。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

本ファンドの投資戦略

■ 世界の高配当株式からの配当金に加え、その個別銘柄を対象としたカバードコール戦略から得られるプレミアム収入により、相対的に高い配当収入の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

【本ファンドの配当等収益のイメージ図】



*上記は本ファンドの配当等収益を示したイメージであり、ファンドの将来の運用成果について示唆、保証するものではありません。

本ファンドにおけるカバードコール戦略とは

*「本ファンドにおけるカバードコール戦略」を、以下「当戦略」と表示する場合があります。

- 世界の高配当株式を保有しつつ、その個別銘柄のコールオプション(あらかじめ定めた価格で買う権利)を売却する戦略です。
- 保有株式の価格の上昇／下落にかかわらず、プレミアム収入^{*}を獲得することができます。
- 一方で、保有株式の価格の上昇による利益の獲得は限定的となります。
- 保有株式の価格が下落した場合には損失が発生しますが、プレミアム収入の獲得により、損失が相殺あるいは軽減されることで収益の改善が期待できます。

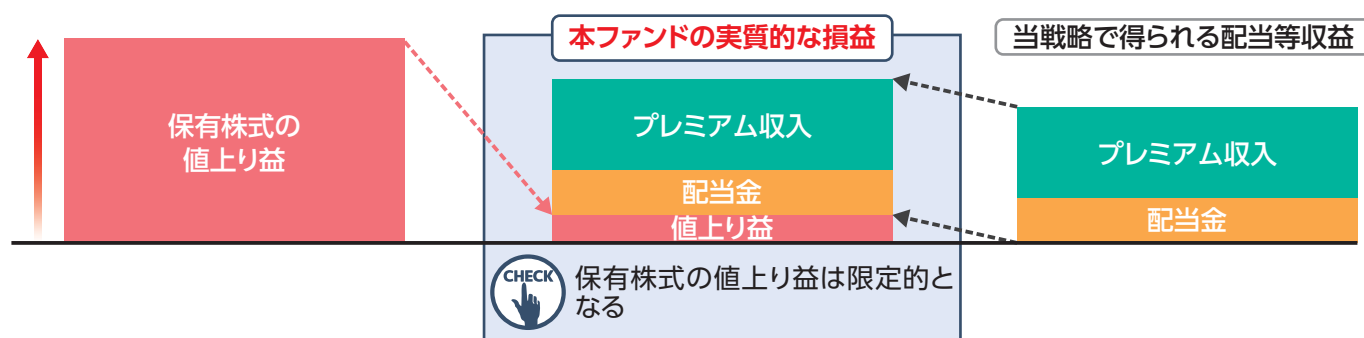
*「プレミアム収入」とは、オプションの売却時に受取る代金(権利料)のことをいいます。

当戦略における損益のイメージ

デメリット

① 当戦略が効果的とならない場合(=株価上昇局面)

配当金とプレミアム収入が得られる一方で、株価の上昇による利益の獲得は限定的となります。

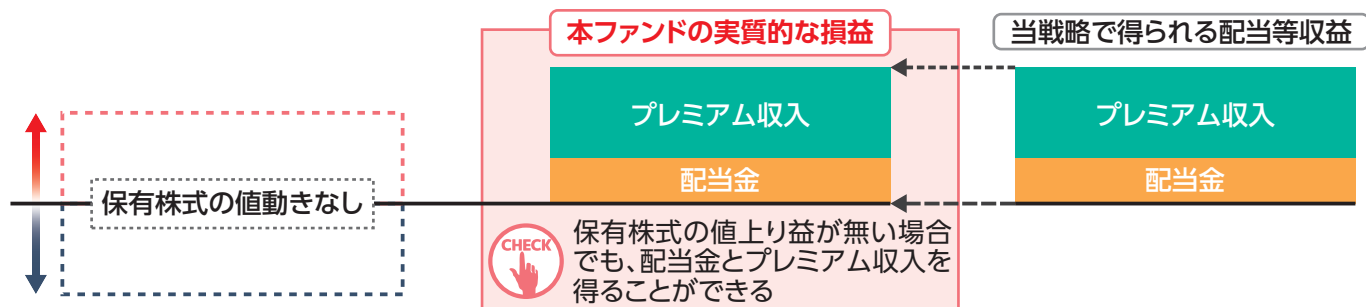


資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

メリット

② 当戦略が効果的に機能する場合 (=株価こう着局面)

株価の上昇/下落にかかわらず、配当金とプレミアム収入を得ることができます。

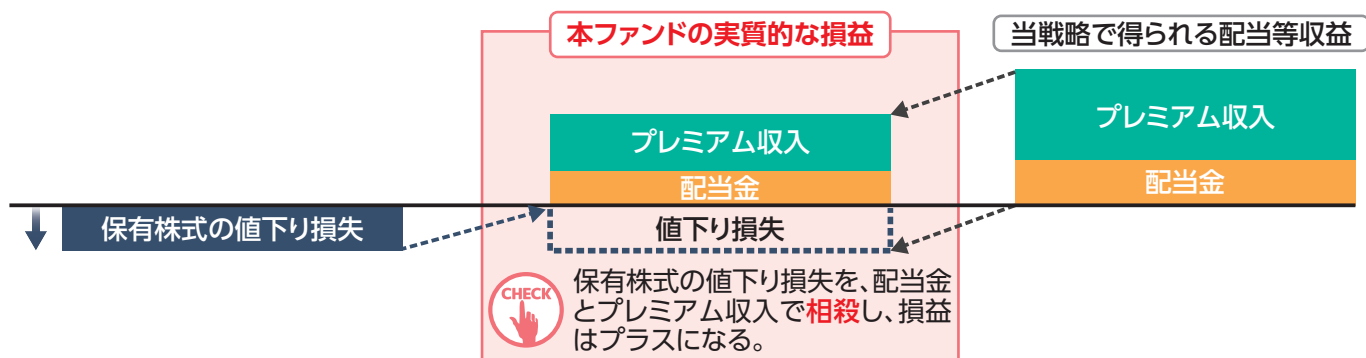


メリット

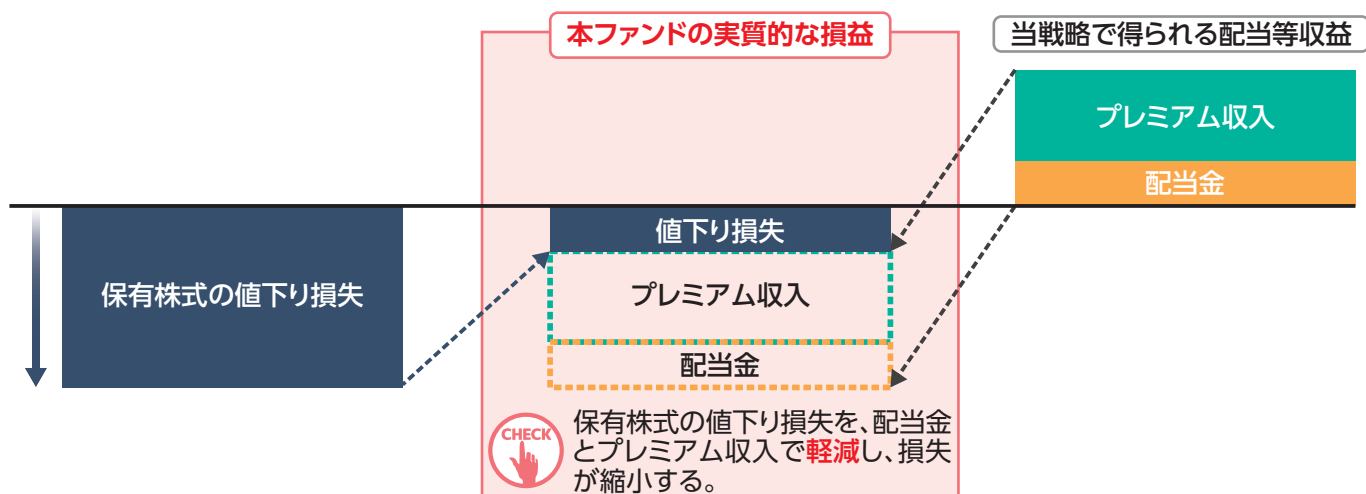
③ 当戦略が効果的に機能する場合 (=株価下落局面)

配当金とプレミアム収入を得ることにより、保有株式の値下りによる損失を相殺あるいは軽減させることができます。

<パターン1> 保有株式の価格が下落 (下落幅 < 配当等収益)



<パターン2> 保有株式の価格が大きく下落 (下落幅 ≥ 配当等収益)



前記イメージ図は、カバードコール戦略の損益につきすべての場合を網羅したものではありません。また、ファンド全体の損益を表したものではありません。前記イメージ図は、ファンドの将来の運用成果について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

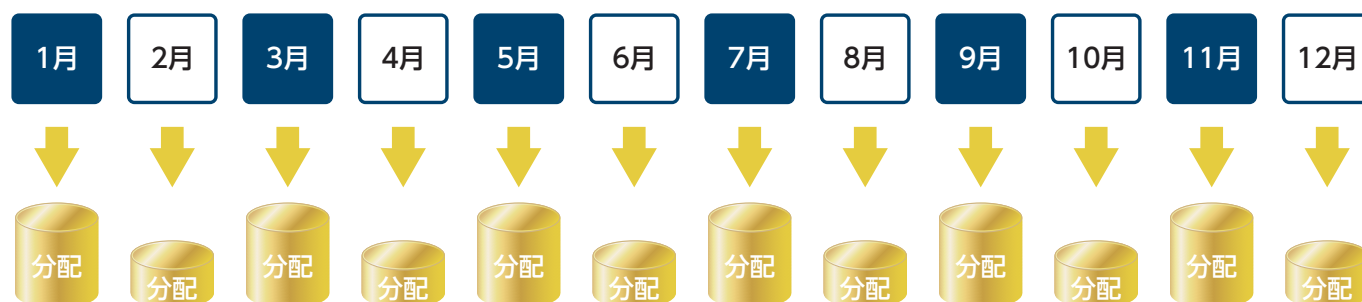
各コースの分配(払出し)水準について

資産成長コース	年7%定率払出しコース	年15%定率払出しコース
年2回決算を行います。	毎月決算を行います。	毎月決算を行います。
複利効果による <u>資産の成長</u> を重視し、分配を極力抑制します。	・決算日における決算前基準価額水準の<u>概ね年7%相当</u>の金額を払出すことを目標とします。 ・原則として、奇数月には偶数月の2倍前後の金額を払出します。	・決算日における決算前基準価額水準の<u>概ね年15%相当</u>の金額を払出すことを目標とします。 ・原則として、奇数月には偶数月の2倍前後の金額を払出します。

- ・上記の払出しは、有価証券届出書提出日現在の法令や諸規則、税制を前提としています。今後法令や諸規則等が変更された場合、上記のような払出しができなくなる可能性があります。
- ・払出し水準は、上記の料率のお支払いを保証するものではありません。また、本ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
- ・払出し金(分配金)は、計算期間中の基準価額の上昇分を上回ることがあり、その一部または全部が実質的な投資元本の払戻しに相当する場合があります。
- ・払出し金(分配金)は、投資信託の純資産から支払われるため、払出し金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。

【定率払出しコースの収益分配(払出し)イメージ】

- ・原則として、奇数月には偶数月の2倍前後の金額を払出します。



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆・保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づき委託会社が決定します。分配金額の一部または全部が、実質的に投資元本の払戻しにより行われることがあります。また分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

[分配方針]

資産成長コース

- ・年2回(原則として毎年2月および8月の16日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

<資産成長コース>は、複利効果による資産の成長を重視し、分配を極力抑制します。

年7%定率払出しコース

年15%定率払出しコース

- ・年12回(原則として毎月16日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配(実質的に投資元本の払出しとなる分配を含みます。)を行います。
- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・原則として、外国投資信託からの分配額に基づき、決算日における決算前基準価額水準に応じて以下の率を払出すことを目標に、委託会社が決定します。
<年7%定率払出しコース> 概ね年7%相当の金額
<年15%定率払出しコース> 概ね年15%相当の金額
- ・払出しにあたっては、後掲の払出し水準表にしたがい、原則として、奇数月には偶数月の2倍前後の金額を払出すものとします。ただし、本ファンドが繰上償還することとなった場合は、払出しを行いません。また、分配対象額が少額の場合は、払出しを行わないことがあります。

<定率払出しコース>の払出し金額について、詳細は後掲の「払出し水準表」をご参照ください。

- *上記の払出しは、有価証券届出書提出日現在の法令や諸規則、税制を前提としています。今後法令や諸規則等が変更された場合、上記のような払出しができなくなる可能性があります。
- *払出し水準は、上記の料率のお支払いを保証するものではありません。また、本ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
- *払出し金(分配金)は、計算期間中の基準価額の上昇分を上回ることがあり、その一部または全部が**実質的な投資元本の払戻しに相当**する場合があります。
- *払出し金(分配金)は、投資信託の純資産から支払われるため、**払出し金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落**します。
- *将来の分配金の支払い及びその金額について示唆・保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

収益分配金(払出し金)に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

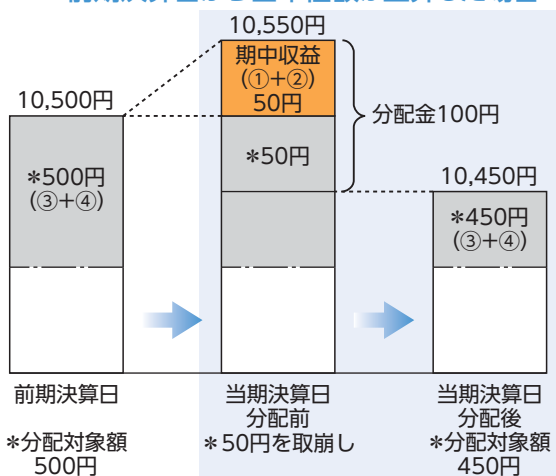
投資信託で分配金が支払われるイメージ



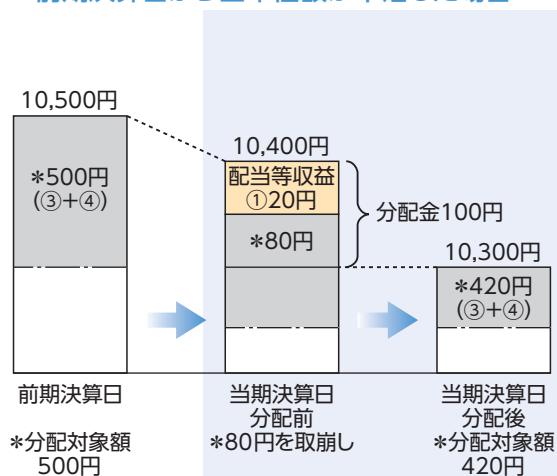
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合

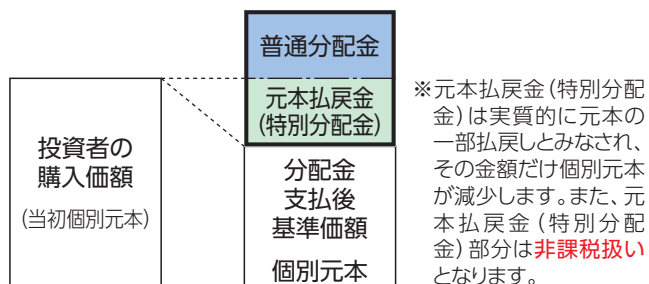


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

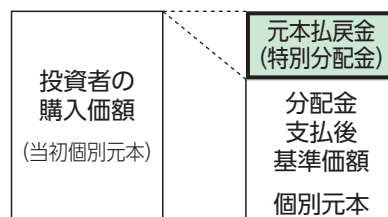
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

[払出し水準表] (想定例示)

■決算前基準価額水準に基づく目標払出し金額

(1万口当たり/税引き前)

決算前基準価額	年7%定率払出しコース		年15%定率払出しコース	
	偶数月	奇数月	偶数月	奇数月
14,500円 ～ 14,999円	55円	115円	120円	240円
14,000円 ～ 14,499円	55円	110円	115円	235円
13,500円 ～ 13,999円	55円	105円	115円	225円
13,000円 ～ 13,499円	50円	100円	110円	215円
12,500円 ～ 12,999円	50円	95円	105円	210円
12,000円 ～ 12,499円	45円	95円	100円	200円
11,500円 ～ 11,999円	45円	90円	95円	190円
11,000円 ～ 11,499円	40円	85円	90円	185円
10,500円 ～ 10,999円	40円	80円	90円	175円
10,000円 ～ 10,499円	35円	80円	85円	165円
9,500円 ～ 9,999円	35円	75円	75円	160円
9,000円 ～ 9,499円	35円	70円	75円	150円
8,500円 ～ 8,999円	35円	65円	70円	140円
8,000円 ～ 8,499円	35円	60円	65円	135円
7,500円 ～ 7,999円	25円	60円	60円	125円
7,000円 ～ 7,499円	25円	55円	60円	115円
6,500円 ～ 6,999円	25円	50円	50円	110円
6,000円 ～ 6,499円	25円	45円	50円	100円
5,500円 ～ 5,999円	20円	45円	45円	90円
5,000円 ～ 5,499円	15円	40円	40円	85円
4,500円 ～ 4,999円	15円	35円	35円	75円
4,000円 ～ 4,499円	15円	30円	35円	65円
3,500円 ～ 3,999円	15円	25円	25円	60円
3,000円 ～ 3,499円	10円	25円	25円	50円

- ・上記の払出し金額は、投資対象の外国投資信託において分配が行われ、かつ組入資産の売却やその売却代金の円貨での送金といった取引が円滑に行われうとの予想に基づくものです。
- ・上記の払出しは、有価証券届出書提出日現在の法令や諸規則、税制を前提としています。今後法令や諸規則等が変更された場合、上記のような払出しができなくなる可能性があります。
- ・払出し水準は、上記の料率(金額)のお支払いを保証するものではありません。また、本ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
- ・払出し金(分配金)は、計算期間中の基準価額の上昇分を上回ることがあり、その一部または全部が**実質的な投資元本の払戻しに相当**する場合があります。
- ・払出し金(分配金)は、投資信託の純資産から支払われるため、**払出し金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。**

繰上償還について

- 基準価額が一度でも3,000円を下回った場合には、短期金融商品等による安定運用に移行し、原則として当該日の翌営業日から1ヵ月以内に繰上償還します。

※基準価額は1万口当たり。支払済分配金を加算しません。

- 主要投資対象とする外国投資信託が信託を終了した場合、または外国投資信託の分配方針の変更により商品の同一性が失われる場合には、繰上償還します。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

■組入れ投資信託証券の概要

■クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド
(適格機関投資家限定) (シングル・プレミアム・クラスA)

■クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド
(適格機関投資家限定) (シングル・プレミアム・クラスB)

■クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド
(適格機関投資家限定) (シングル・プレミアム・クラスC)

形 態	ケイマン籍外国投資信託／円建て
運 用 方 針	1.主として、担保付スワップ取引を通じて、実質的に世界の株式に投資を行い、加えて世界株式の個別銘柄を対象とした株式オプション取引を行うことにより、配当収入の確保と中長期的な値上り益の投資成果の享受を目指します。 2.カバードコール戦略の構築にあたっては、以下の点に留意します。 ・クレディ・スイスが有する企業価値評価モデルであるHOLT(ホルト)に従って選定された世界株式の中から、時価総額や流動性等を考慮して投資対象銘柄を選定します。 ・投資対象銘柄の中から、相対的に高い配当利回りで、下値抵抗力がある相対的に割安で健全性の高い銘柄を選定し、世界株式ポートフォリオを構築します。 ・株式オプション取引：各個別銘柄毎に、当該株式を原資産とするヨーロピアン・コールオプションを売却することで株式オプション取引を構築します。個別銘柄ごとに、保有株数の全部にかかるコールオプションを売却することを基本とします。 ・世界株式およびオプション取引の運用は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。
分 配 方 針	(シングル・プレミアム・クラスA) 原則として、分配は行わない方針です。 (シングル・プレミアム・クラスB) (シングル・プレミアム・クラスC) 原則として、月次で分配を行い、1口当たりの分配金は、選定された世界株式の配当利回り、関連するオプション取引によるプレミアム、1口当たり純資産価格の水準等に基づいて支払われるものとし、1ヵ月ごとに見直されます。 ※今後、管理会社の判断によって変更される場合があります。
管 理 報 酬 等	純資産総額に対して年率0.40%程度 ※上記料率には、管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、報酬代行会社とその代理人への報酬等、および設立費用、監査報酬等が含まれます。 ※その他費用として、担保付スワップ取引において証券取引等に伴う手数料等が支払われます。
管 理 会 社	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
換 金 手 数 料	0.50%
備 考	当外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方に担保付スワップ取引の構築に必要な現金を支払い、当該取引の評価額に相当する担保を受け入れます。担保付スワップ取引の相手方は、日々の担保付スワップ取引の評価を行っており、担保も洗い替えされます。担保付スワップ取引の評価には、世界株式等へ投資する場合にかかるコストや税金等が反映されます。

■FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

運 用 方 針	主として、「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債及び短期金融商品を含みます。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
信 託 報 酬	ファンドの純資産総額に対し年0.143%(税抜0.13%)
委 託 会 社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

*上記は、本書作成日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

価格変動リスク	株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。組入れた株式の価格が下落した場合、本ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
カバードコール戦略の利用に伴うリスク	・カバードコール戦略では、原資産である株式価格が上昇した場合の値上り益が限定されるため、株式のみに投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。本ファンドのカバードコール戦略では、株式への投資とそれぞれの個別銘柄ごとのコールオプションの売りを組み合わせるため、株式価格上昇時の値上り益が個別銘柄ごとに限定される結果、投資成果が株式市場全体の動きに対して劣後する可能性があります。 ・コールオプションの売りを行うことにより得られるプレミアム収入の水準は、オプション売却時点の価格水準や権利行使水準、価格変動率（ボラティリティ）、満期日までの期間、需給等複数の要因により決まりますので、当初想定したようなプレミアム収入の水準が確保できない可能性があります。 ・株式の価格水準や価格変動率の変動等によりコールオプションの評価値が変動し、損失を被ることがあります。 ・カバードコール戦略において、特定の期間で価格が下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した場合の値上り益は、戦略再構築日に設定される権利行使価格までの値上り益に限定されますので、その後に当初の水準まで価格が回復しても、本ファンドの基準価額の回復は緩慢になる可能性があります。
為替変動リスク	本ファンドは主要投資対象とする外国投資信託において、原則として為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行う際、円金利が組入資産の通貨の金利より低い場合には、金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかります。
カントリーリスク	実質的な投資対象となる国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

スワップ取引に関するリスク	・本ファンドが投資対象とする外国投資信託におけるスワップ取引では、取引の相手方から担保を受取ること信用リスクの低減を図りますが、相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、カバードコール戦略の投資成果を享受することができず、予想外の損失を被る可能性があります。また、スワップ取引の相手方から受け入れた担保を想定した価格で処分できない場合があることから損失を被る可能性があります。 ・本ファンドが投資対象とする外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実取引する株式やオプション取引について何ら権利を有しません。
その他	解約資金を手当てするためにカバードコール戦略を解消(株式の売却およびオプションの買戻し)する際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できない場合があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被る場合があります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

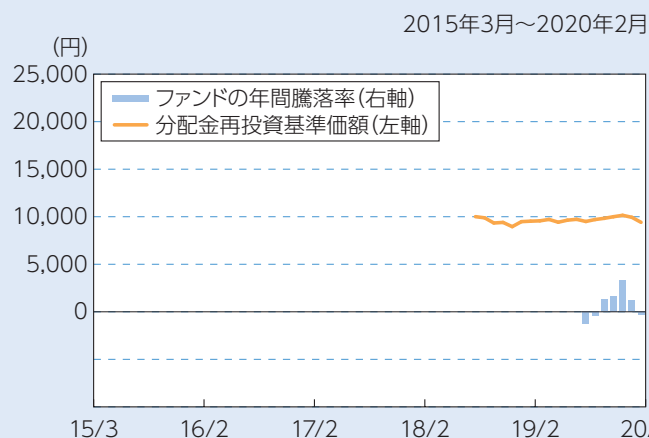
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

(参考情報)

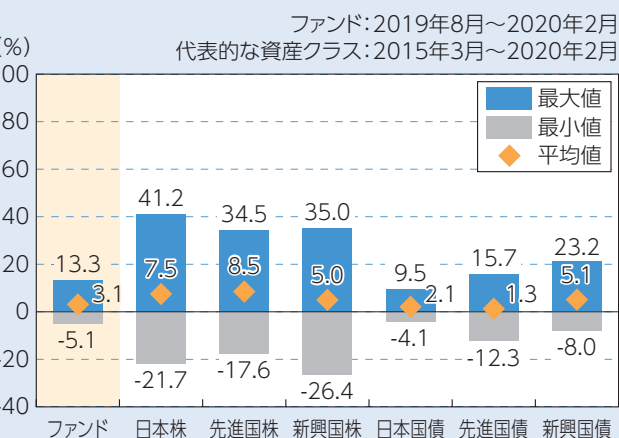
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

資産成長コース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

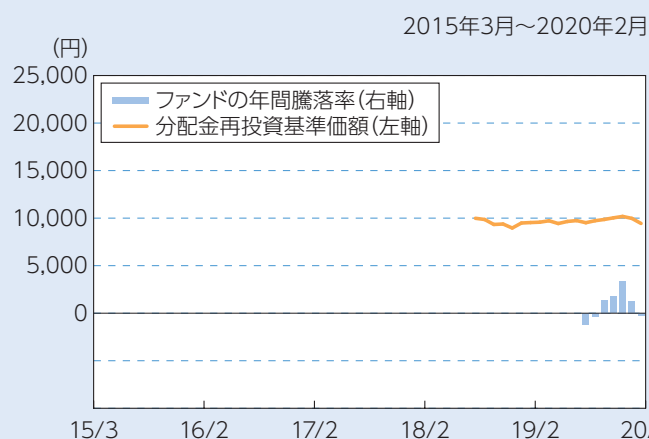


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

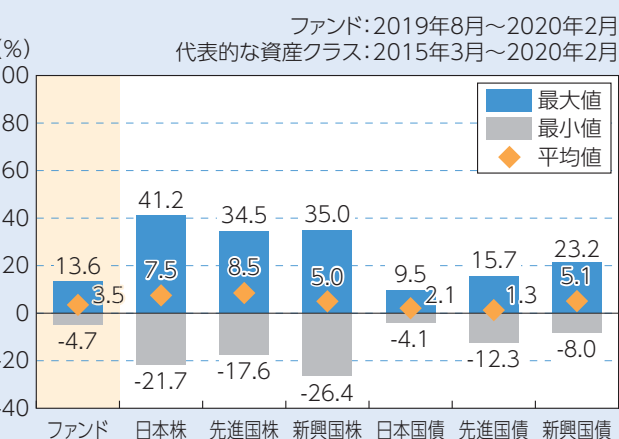


年7%定率払出しコース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

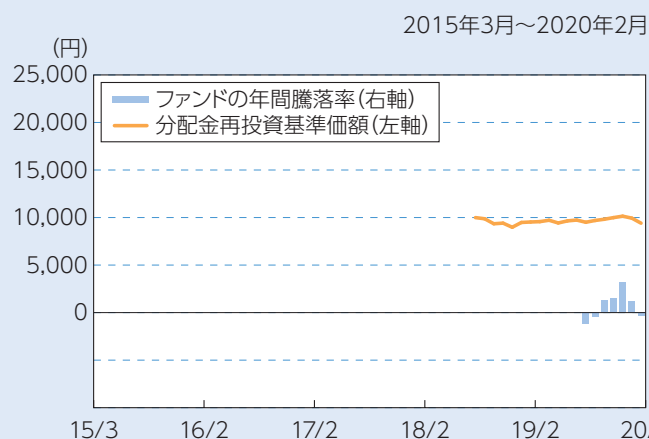


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

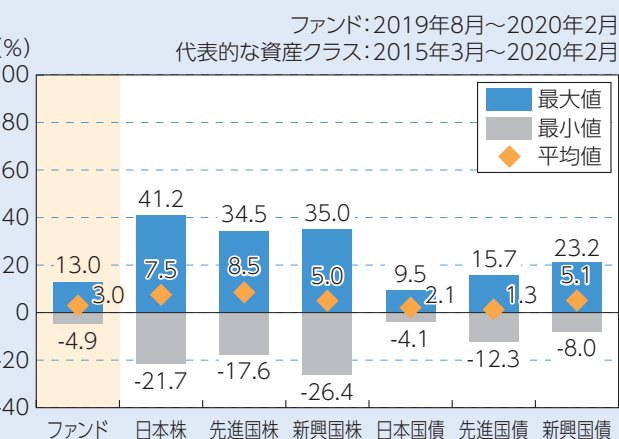


年15%定率払出しコース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*前記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式

先進国株…Morningstar 先進国株式(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式

日本国債…Morningstar 日本国債

先進国債…Morningstar グローバル国債(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て利子・配当込みのグロス・リターン指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

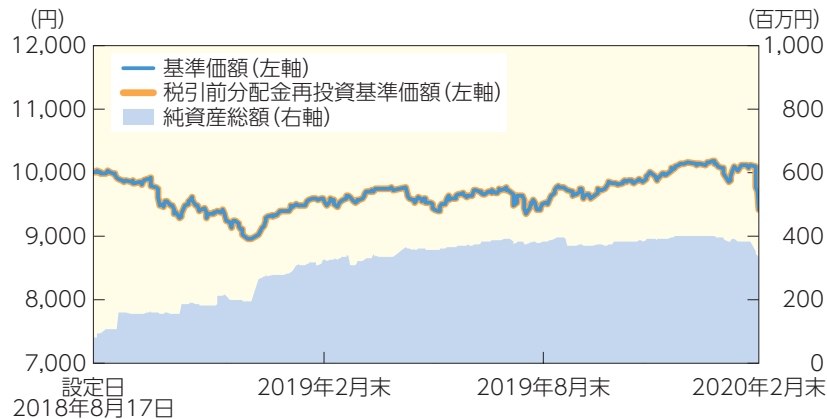
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

資産成長コース

基準価額・純資産の推移

(基準日:2020年2月28日)

(設定日(2018年8月17日)～2020年2月28日)



基準価額(1万口当たり)	9,411円
純資産総額	330百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2019年2月18日)	0円
第2期(2019年8月16日)	0円
第3期(2020年2月17日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

主要な資産の状況

構成比率

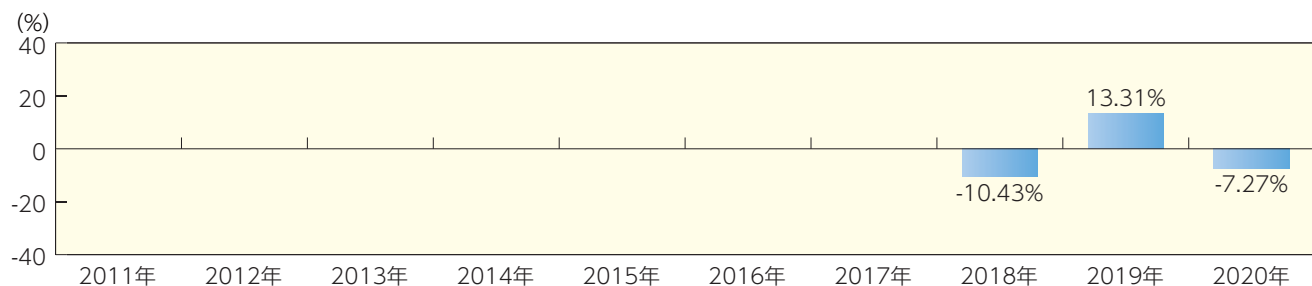
資産	比率
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラスA)	98.00%
FOFs用短期金融資産ファンド	0.30%
現金等	1.70%
合計	100.00%

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2018年は設定日(2018年8月17日)(10,000円)から2018年12月末まで、2020年は2月末までの騰落率です。

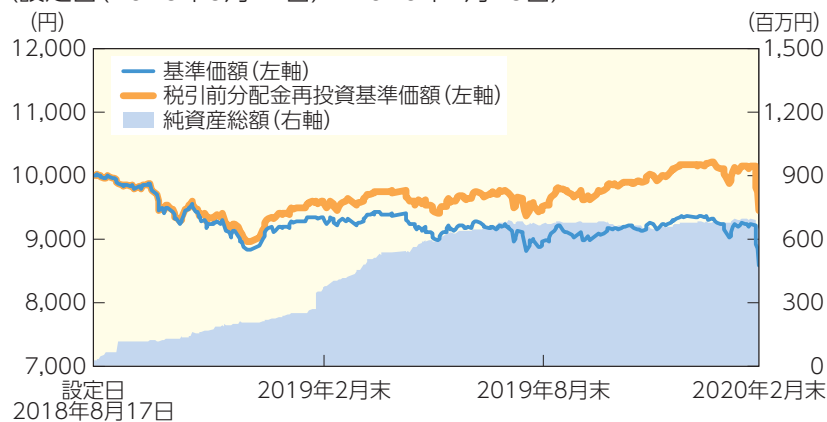
最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

年7%定率払出しコース

基準価額・純資産の推移

(基準日:2020年2月28日)

(設定日(2018年8月17日)～2020年2月28日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	8,586円
純資産総額	644百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第14期(2019年10月16日)	35円
第15期(2019年11月18日)	70円
第16期(2019年12月16日)	35円
第17期(2020年1月16日)	70円
第18期(2020年2月17日)	35円
直近1年間累計	630円
設定来累計	875円

主要な資産の状況

《構成比率》

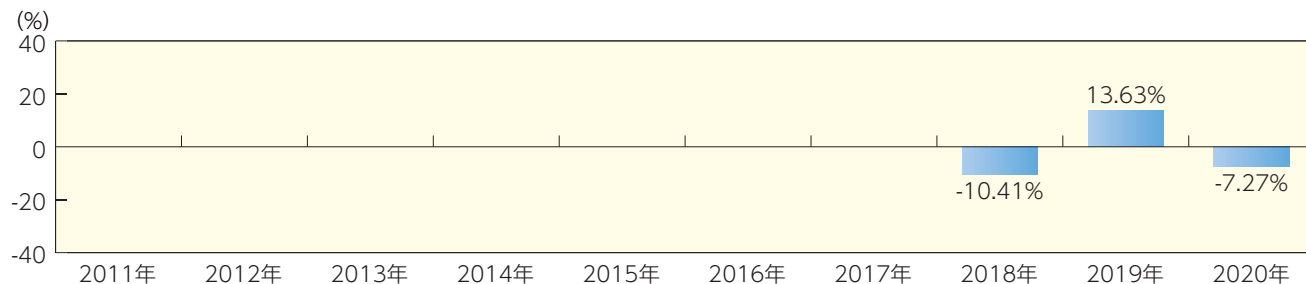
資産	比率
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラスB)	98.98%
FOFs用短期金融資産ファンド	0.15%
現金等	0.87%
合計	100.00%

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2018年は設定日(2018年8月17日)(10,000円)から2018年12月末まで、2020年は2月末までの騰落率です。

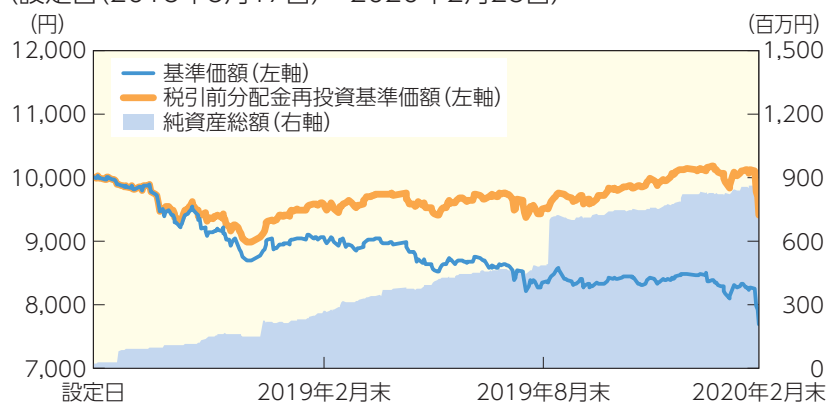
最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

年15%定率払出しコース

基準価額・純資産の推移

(基準日:2020年2月28日)

(設定日(2018年8月17日)～2020年2月28日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	7,686円
純資産総額	806百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第14期(2019年10月16日)	65円
第15期(2019年11月18日)	135円
第16期(2019年12月16日)	65円
第17期(2020年1月16日)	135円
第18期(2020年2月17日)	65円
直近1年間累計	1,245円
設定来累計	1,765円

主要な資産の状況

＜構成比率＞

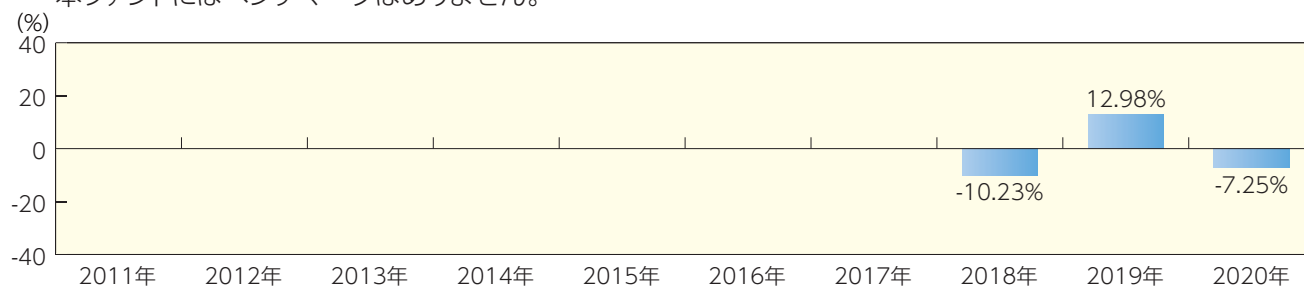
資産	比率
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・プレミアム・クラスC)	99.00%
FOFs用短期金融資産ファンド	0.12%
現金等	0.88%
合計	100.0%

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2018年は設定日(2018年8月17日)(10,000円)から2018年12月末まで、2020年は2月末までの騰落率です。

主要投資対象である投資対象ファンドの運用状況(組入上位銘柄)

以下は、「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲーグローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)」の純資産総額に対する比率です。

	銘柄名	投資対象国・地域	業種	比率
1	ギリアド・サイエンシズ	米国	ヘルスケア	3.96%
2	ポリパイプ・グループ	英国	資本財・サービス	3.73%
3	CLPホールディングス	香港	公益事業	3.67%
4	TCエナジー	カナダ	エネルギー	3.57%
5	レド・エレクトロニクス	スペイン	公益事業	3.55%
6	デジタル・リアルティ・トラスト	米国	不動産	3.53%
7	フィリップ・モリス・インターナショナル	米国	生活必需品	3.44%
8	ベントス	米国	不動産	3.42%
9	モンディ	英国	素材	3.40%
10	APAグループ	オーストラリア	公益事業	3.39%

※2020年2月27日現在

※「投資対象国・地域」は、実際の上場取引所の国々とは必ずしも一致しません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	次のいずれかの休業日に該当する場合は、原則として購入・換金の受付を行いません。 ・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの証券取引所 ・ニューヨークの証券取引所 ・香港の証券取引所
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2020年5月16日(土)～2020年11月17日(火) ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止及び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	2028年8月16日まで(設定日：2018年8月17日) ※信託期間の延長が有利であると認めたときは、信託期間を延長する場合があります。
繰 上 償 還	● 委託会社は、各ファンドの基準価額(1万口当たり。支払済分配金を加算しません。)が3,000円を下回った場合には、短期金融商品等による安定運用に移行し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し信託を終了(繰上償還)させます。 ● 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合、もしくは当該外国投資信託の分配方針変更により商品の同一性が失われることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し信託を終了(繰上償還)させます。 ● 次の場合には委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰り上げて償還させる場合があります。 ・各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	<資産成長コース> 毎年2月16日および8月16日(休業日の場合は翌営業日) <年7%定率払出しコース><年15%定率払出しコース> 毎月16日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	<資産成長コース> 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 <年7%定率払出しコース><年15%定率払出しコース> 年12回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

お申込みメモ

信託金の限度額	各ファンド5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.sbiam.co.jp/
運 用 報 告 書	毎年2月、8月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家に ご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜：3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% を乗じた額をご換金時にご負担いただきます。	換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に 年1.089%(税抜：年0.99%) を乗じて得た額とします。 信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)>		
		支払先	料率	役務の内容
		委託会社	年0.40%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
		販売会社	年0.55%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
		上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		
	投資対象とする投資信託証券	年0.40%程度		
	実質的な負担	年1.489%(税込)程度 *ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。		
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。			

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 [*] 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税 [*] 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・上記は2020年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

